

全日本小学生バンドフェスティバル島根県大会実施規定

(総 則)

第1条 全日本小学生バンドフェスティバル島根県大会は島根県吹奏楽連盟に加盟する団体が参加し、毎年中国大会開催日の3週間以前に実施する。

第2条 実施会場地は理事会に図り総会においてこれを定める。

(参加資格)

第3条 参加資格は、同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している小学校児童とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

(演奏・演技)

第4条 出演順序は実行委員会が抽選により決定する。

第5条 参加人員は自由とする。

第6条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。
ただし、手具の使用・演奏形態・服装等は自由とする。

第7条 演奏時間は7分以内とする。なお、演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。これを超過した場合は、表彰の対象としない。

第8条 演奏曲は任意とする。

(審査・表彰)

第9条 審査員は理事会において人選しこれを会長が委嘱する。
審査員の数は原則として5名とする。審査方法は総会の定める全日本小学生バンドフェスティバル島根県大会審査内規による。

第10条 表彰は金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(県代表)

第11条 県代表は全日本小学生バンドフェスティバル島根県大会審査内規に従い、最も得点の高い団体から推薦する。推薦する団体数は、前年度の出場数に応じて中国吹奏楽連盟において比例配分により決定された団体数とする。ただし、中国大会が島根県で開催される場合は1団体増とする。

(その他)

第12条 この大会の実施にあたって共催または後援団体を持つことができる。

第13条 その他、開催上の細目については実行委員会が定める。

第14条 この規定は総会の議決により改定することができる。

平成22年4月23日

改定

平成27年6月19日 令和5年4月21日